

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成26年11月6日(2014.11.6)

【公表番号】特表2010-538171(P2010-538171A)

【公表日】平成22年12月9日(2010.12.9)

【年通号数】公開・登録公報2010-049

【出願番号】特願2010-522852(P2010-522852)

【国際特許分類】

D 0 1 F	8/04	(2006.01)
D 0 1 F	8/14	(2006.01)
D 0 3 D	15/00	(2006.01)
D 0 4 H	1/413	(2012.01)
D 0 1 F	8/12	(2006.01)

【F I】

D 0 1 F	8/04	Z
D 0 1 F	8/14	Z
D 0 3 D	15/00	D
D 0 4 H	1/40	A
D 0 1 F	8/12	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年9月1日(2014.9.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも二つの引き延ばされた纖維体を含み、第1の纖維体は相変化物質を含む第1の材料からなり、第2の纖維体は第2の材料からなり第1の纖維体を封入する多成分纖維であって、

相変化物質は未加工の形態であり、第1の材料はISO1183-2に従って室温で測定されるとき950kg/m<sup>3</sup>よりも大きく、かつ970kg/m<sup>3</sup>以下の密度を、及びISO1133に従って21.6kg重で190で測定されたとき0.1-9g/10分の範囲内のメルトフローレートを有するポリオレフィンから選択される粘度調整剤を含み、粘度調整剤は第1の纖維体の全重量に対して25重量%以下で存在することを特徴とする、多成分纖維。

【請求項2】

粘度調整剤は、ISO1133に従って21.6kg重で190で測定されたとき、0.1-50g/10分の範囲内のメルトフローレートを有することを特徴とする、請求項1に記載の多成分纖維。

【請求項3】

相変化物質は、少なくとも100J/gの潜熱を有することを特徴とする、請求項1又は2に記載の多成分纖維。

【請求項4】

多成分纖維が、比H<sub>mix</sub>/(W<sub>PCM</sub>\*H<sub>PCM</sub>)\*100によって測定されるとき、少なくとも90%であるPCM効率を有する第1の材料を含むことを特徴とする、請求項1から3の何れか一項に記載の多成分纖維。

**【請求項 5】**

多成分纖維が、比  $H_{fibre} / (W_{PCM} * H_{PCM}) * 100$  によって測定されるとき、少なくとも 60 % である熱効率を有することを特徴とする、請求項 1 から 4 の何れか一項に記載の多成分纖維。

**【請求項 6】**

PCM は、第 1 の纖維体の全重量に対して計算される、50 重量 % よりも多く存在することを特徴とする、請求項 1 から 5 の何れか一項に記載の多成分纖維。

**【請求項 7】**

第 1 の材料は、合わせて少なくとも 90 重量 % (第 1 の材料の全重量に対して計算される) の量の相変化物質及び粘度調整剤を含むことを特徴とする、請求項 1 から 6 の何れか一項に記載の多成分纖維。

**【請求項 8】**

相変化物質は、20 - 50 の範囲の融点を有する炭化水素ワックスから選択されることを特徴とする、請求項 1 から 7 の何れか一項に記載の多成分纖維。

**【請求項 9】**

相変化物質が直鎖炭化水素ワックスから選択されることを特徴とする、請求項 1 から 8 の何れか一項に記載の多成分纖維。

**【請求項 10】**

粘度調整剤がポリエチレンであることを特徴とする、請求項 1 から 9 の何れか一項に記載の多成分纖維。

**【請求項 11】**

粘度調整剤が 950 kg / m<sup>3</sup> よりも大きい密度を有するポリエチレンであることを特徴とする、請求項 9 に記載の多成分纖維。

**【請求項 12】**

纖維が、0 - 50 の範囲の DSC 法で測定したとき、少なくとも 20 J / g の潜熱を有することを特徴とする、請求項 1 から 11 の何れか一項に記載の多成分纖維。

**【請求項 13】**

纖維は、10 cN / tex より大きな強度を有することを特徴とする、請求項 1 から 12 の何れか一項に記載の多成分纖維。

**【請求項 14】**

第 1 の材料の粘度と第 2 の材料の粘度との間の比が 0.1 < 粘度 1 / 粘度 2 < 1.0 の条件を満たし、ここで粘度 1 は PCM を含む第 1 の材料の 10 rad / s の角振動数での複素粘度であり、粘度 2 は第 2 の材料の 10 rad / s の角振動数での複素粘度であり、粘度は溶融紡糸の間使用される押出温度、すなわちスピナレットダイの設定温度、において測定することを特徴とする、請求項 1 から 13 の何れか一項に記載の多成分纖維。

**【請求項 15】**

第 2 の材料が、纖維形成ポリマーの融点、又は、アモルファスポリマーの場合軟化点よりも高い温度で相変化物質に溶解しない纖維形成ポリマーであることを特徴とする、請求項 1 から 14 の何れか一項に記載の多成分纖維。

**【請求項 16】**

第 2 の材料がポリエステル及びポリアミドから選択されるポリマーを含むことを特徴とする、請求項 1 から 15 の何れか一項に記載の多成分纖維。

**【請求項 17】**

纖維が少なくとも一つ以上の第 1 の纖維体及び少なくとも一つ以上の第 2 の纖維体を含むことを特徴とする、請求項 1 から 16 の何れか一項に記載の多成分纖維。

**【請求項 18】**

纖維が少なくとも一つ以上の第 1 の纖維体、少なくとも一つ以上の第 2 の纖維体、及び第 3 の材料からなる少なくとも一つ以上の第 3 の纖維体を含むことを特徴とする、請求項 1 から 17 の何れか一項に記載の多成分纖維。

**【請求項 19】**

請求項 1 から 18 による多成分纖維を含む織物材料。

【請求項 20】

請求項 1 から 18 による多成分纖維を含む布。

【請求項 21】

布が少なくとも 10 J / g の潜熱を有することを特徴とする、請求項 20 に記載の布。

【請求項 22】

請求項 1 から 18 による多成分纖維を含む吸収物品。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0054

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0054】

第 1 の材料は、合わせて少なくとも 90 重量 % (第 1 の材料の全重量に対して計算される)の量の相変化物質及び粘度調整剤を含む。本発明者は、纖維を得るために、第 1 の材料内に他の余分な要素が必要とされないことを見出した。これは、カプセル化材料、又は PCM が吸収される多孔質構造体等の他の担持材料が必要ではないので、可能である。